

1. 自治事務

手続名	根拠法令名	根拠条項				手続 種類	オンライン化できない理由	備考
		条	項	号	附則			
町又は字の区域の新設等の案に対する変更の請求	住居表示に関する法律	5の2	2			5	3	オンライン化条件整備困難（50人以上の連署を求めるため）
市町村長による選挙管理委員会に対する請求書に署名し印を押したものの数が50人以上であるかどうかの確認依頼	住居表示に関する法律施行令	2	1			5	3	オンライン化条件整備困難（現物のやり取りのため）
選挙監理委員会による市町村長に対する変更請求書の返付	住居表示に関する法律施行令	2	2			5	3	オンライン化条件整備困難（現物のやり取りのため）
住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求	住民基本台帳法	11	1			5	2	通知等オンライン化困難（個人情報保護・出頭を求めるため）
住所地市町村長以外の市町村長に対する住民票の写しの交付の請求	住民基本台帳法	12の2	1			5	1	オンライン化困難（現物提示を要するため、住所地市町村長への請求をオンライン化可とするため）
住民票コードの記載の通知	住民基本台帳法	30の2	3			5	4	オンライン化条件整備困難（個人の特定にかかわる極めて重要な事項の通知のため）
住民票コードの記載の変更請求	住民基本台帳法	30の3	1			5	2	通知等オンライン化困難（個人情報保護・出頭を求めるため・現物交付）
自己の本人確認情報の開示請求	住民基本台帳法	30の37	1			5	2	通知等オンライン化困難（対面）
自己の本人確認情報の訂正の申出	住民基本台帳法	30の40				5	2	通知等オンライン化困難（対面）
特別区の境界の調停及び裁定等	地方自治法	281の5				6	2	オンライン化条件整備困難（関係書類を送受信するための回線の大容量化の進捗状況を助案）
市町村選挙における投票の点検に関する報告	公職選挙法	66	3			6	2	オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
市町村選挙又は都道府県の選挙における当選人に対する当選の告知	公職選挙法	101の3	2			0	2	オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
都道府県・市町村選挙の選挙運動費用収支報告書の閲覧	公職選挙法	192	4			5	3	オンライン化条件整備困難（全てが電磁的記録により提出されるわけではなく、極めて多量のデータの取扱い等に関する検討が必要）
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力・当選の効力に関する異議の申出・審査の申立てに係る手続	公職選挙法	202, 206, 212, 215				1	2	オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
電磁的記録式投票による投票を行う選挙における開票結果の選挙長への報告	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律	9	5			6	2	オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
都道府県知事又は公安委員会による車両の使用者の申出による緊急輸送車両の確認	大規模地震対策特別措置法施行令	12	1			3	2	オンライン化条件整備困難（各車両ごとに積荷等の確認を行うため。）
所 管 手 続 数 合 計		16						

注1. 「手続類型」欄に掲げる数値符号は、1:不服申立て、2:準司法的手続、3:処分（申請に対する処分を除く。）、4:行政指導、5:公示、閲覧、縦覧等、6:行政機関等間の手続、0:その他
 注2. 「オンライン化できない理由」欄に掲げる数値符号は、1:申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合、2:申請者への対面審査（出頭の義務付け）を要する場合、3:その他の場合（手続の性質によりオンライン化できないものに限る。）、4:オンライン化は行方が、平成15年度までに困難な場合

2. 第1号法定受託事務

手続名	根拠法令名	根拠条項				手続 類型	オンライン化できない理由	備考
		条	項	号	附則			
都道府県知事による市町村の境界争論の調停	地方自治法	9	1			6	2	オンライン化条件整備困難（電子媒体化が困難な書類を要するため。他の調停・裁定手続との整合の確保）
都道府県知事による市町村の境界争論の裁定	地方自治法	9	2			6	2	オンライン化条件整備困難（電子媒体化が困難な書類を要するため。他の調停・裁定手続との整合の確保）
都道府県知事の公有水面に係る市町村の境界争論の調停、裁定	地方自治法	9の3	3			6	2	オンライン化条件整備困難（電子媒体化が困難な書類を要するため。他の調停・裁定手続との整合の確保）
選挙人名簿・在外選挙人名簿の縦覧	公職選挙法	23,30の7	1			5	2	オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
選挙人名簿・在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出に係る手続	公職選挙法	24,30の8				1	2	オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
選挙人名簿・在外選挙人名簿の抄本の閲覧	公職選挙法	29,30の12	2			5	2	オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票の点検に関する報告	公職選挙法	66	3			6	2	オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
衆・参議院比例代表選出議員選挙の場合の選挙分会長から選挙分会長への選挙分会結果の報告	公職選挙法	81	1,4			6	2	オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙における当選人決定の告知	公職選挙法	101,101の3				0	2	オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
衆議院小選挙区選挙・参議院選挙区選挙の選挙運動費用収支報告書の閲覧	公職選挙法	192	4			5	3	オンライン化条件整備困難（全てが電磁的記録により提出されるわけではなく、極めて多量のデータの取扱い等に関する検討が必要）
縦覧用書面の写しの閲覧	公職選挙法施行令	15				5	2	オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
在外選挙人名簿の被登録資格に関する資料等の提出の求め	公職選挙法施行令	23の4	2			6	3	オンライン化条件整備困難（電磁的記録に代えることが困難な現物が必要なため、また、海外との手続であり、在外選挙人の個人認証の方法や海外のネットワーク、セキュリティの観点から。）
在外選挙人名簿に登録しなかった場合の通知	公職選挙法施行令	23の6				0	3	オンライン化条件整備困難（電磁的記録に代えることが困難な現物が必要なため、また、海外との手続であり、在外選挙人の個人認証の方法や海外のネットワーク、セキュリティの観点から。）
在外選挙人名簿に係る登録事項の書面の写しの閲覧	公職選挙法施行令	23の11	6			5	3	オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
在外選挙人名簿からの抹消に関する通知	公職選挙法施行令	23の14,23の15				6	3	オンライン化条件整備困難（電磁的記録に代えることが困難な現物が必要なため、また、海外との手続であり、在外選挙人の個人認証の方法や海外のネットワーク、セキュリティの観点から。）
在外選挙人名簿の再調製に関し選挙人の確認のための資料の提出の求め	公職選挙法施行令	23の16	2			0	3	オンライン化条件整備困難（海外との手続であり、在外選挙人の個人認証の方法や海外のネットワーク、セキュリティの観点から。）
公職選挙法49条2項に規定する政令で定めるものに該当することの証明	公職選挙法施行令	59の2				0	1	オンライン化条件整備困難（身体障害者手帳及び難病者手帳に代わるものとして発行するものであり、証明書の正本は現物で1部である必要があるため。）
ファクシミリ装置を用いて行う通信に使用すべき電気通信番号の船長への通知	公職選挙法施行令	59の6	6			6	3	オンライン化条件整備困難（遠洋の海上にある船舶への通知であり、更なる検討が必要。）
審査の投票の点検の結果の報告	最高裁判所裁判官国民審査法	21				6	2	オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
審査分会の結果の審査長への報告	最高裁判所裁判官国民審査法	29				6	2	オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
所 管 手 続 数 合 計		20						

注1. 「手続類型」欄に掲げる数値符号は、1:不服申立て、2:準司法的手続、3:処分（申請に対する処分を除く。）、4:行政指導、5:公示、閲覧、縦覧等、6:行政機関間の手続、0:その他

注2. 「オンライン化できない理由」欄に掲げる数値符号は、1:申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合、2:申請者への対面審査（出頭の義務付け）を要する場合、3:その他の場合（手続の性質によりオンライン化できないものに限る。）、4:オンライン化は行方が、平成15年度までに困難な場合

3. 第2号法定受託事務

手続名	根拠法令名	根拠条項				手続 タイプ	オンライン化できない理由	備考
		条	項	号	附則			
都道府県選挙における投票の点検に関する報告	公職選挙法	66	3			6	2	オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
電磁的記録式投票による投票を行う選挙における開票結果の選挙長への報告	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律	9	5			6	2	オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
所管手続数合計		2						

注1. 「手続タイプ」欄に掲げる数値符号は、1:不服申立て、2:準司法的手続、3:処分（申請に対する処分を除く。）、4:行政指導、5:公示、閲覧、縦覧等、6:行政機関等間の手続、0:その他

注2. 「オンライン化できない理由」欄に掲げる数値符号は、1:申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合、2:申請者への対面審査（出頭の義務付け）を要する場合、3:その他の場合（手続の性質によりオンライン化できないものに限る。）、4:オンライン化は行いが、平成15年度までに困難な場合